令和3年10月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官令和3年(ワ)第13983号 損害賠償請求事件 口頭弁論終結日 令和3年8月27日

判

東京都

原 告 福 永 活 也

東京都

(送達場所 東京都大田区蒲田5-24-2 損保ジャパン蒲田ビル9階 高橋雄一郎法律事務所)

主

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

#### 15 第1 請求

被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する令和3年5月17日から支 払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

本件は、弁護士資格を有する原告が、同じく弁護士資格を有する被告に対し、被告のツイッターアカウントによる別紙投稿記事目録記載の投稿は、原告の社会的評価を低下させる不法行為であるとして、その損害として慰謝料30万円及びこれに対する不法行為たる同投稿の日である令和3年5月17日以降の民法所定の年3分の割合による遅延損害金(令和3年8月24日付訴え変更申立書(請求の拡張)による拡張後の請求)の支払を求めた事案である。

- 5 1 前提事実 (証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いがない)
  - (1) 原告及び被告は、いずれも弁護士資格を有する個人であり、実名でツイッタ

- ー (ツイートと呼ばれる短文等をインターネット上に投稿できるSNSの一種) を利用する者らである。
- (2) 原告は、過去に、自己のツイッターアカウントから、①「裁判官ガチャみたいな言葉あるけど、それは本当」、「非モテの裁判官ジジィだったら、モテ男に厳しめになるとかはダメだけど」、②「全く根拠がない裁判はしちゃいけないけど、2-3割くらいは勝てるかもなーって感じなら、試してみれば良いと思う」とのツイートをしたことがあった(以下、①のツイートを「原告過去ツイート①」、②のツイートを「原告過去ツイート②」という。甲3、5、弁論の全趣旨)。
- (3) 原告は、令和3年3月11日頃、被告に対し、本件訴訟とは別に、被告のツイートが原告に対する不法行為に当たるとして、その損害の賠償を求める旨の訴訟を提起した(東京地方裁判所令和3年(ワ)第6059号損害賠償請求事件。以下、この訴訟を「別件訴訟」という。乙1、弁論の全趣旨)。

原告は、同年5月15日頃、別件訴訟の担当裁判所宛てに、「証拠に対する 異議申出」と題する書面を提出した。同書面には、被告が別件訴訟で書証として申し出た、原告の過去のツイート内容をリストアップしたウェブアプリケーションツールを出力したとする書類(被告が「ねこぴさんのツール出力」と呼称するもので、別件訴訟及び本件訴訟とも乙41ないし50と付番されている書類。以下「別件各書証」という。)について、過去の投稿については正確な記憶がないこと、同書類は、画像保存されたものではなく、一見して原告がツイッターアカウントから投稿したものかが全く確認できないテキストの羅列になっていることから、原告が作成したものとの同一性が何ら確認できず、その真正には争いがあり、原告作成の証拠としての証拠能力は認められないなどと記載されている(乙4、41ないし50、弁論の全趣旨)。

別件各書証には、原告過去ツイート①及び②と同内容のテキストが記載され た部分が含まれたものがある(乙49,50,弁論の全趣旨)。 原告は、別件訴訟において、上記「証拠に対する異議申出」と題する書面を 陳述しておらず、別件訴訟の担当裁判所において、別件各書証の成立を否認す る陳述があったとも取り扱われなかった(乙5ないし7、弁論の全趣旨)。

被告は、同月17日、自己のツイッターアカウントから、原告について、別 紙投稿記事目録記載のツイートをした(以下、このツイートを「本件ツイート」 という。)。

2 争点及び当事者の主張

15

- (1) 本件ツイートは、原告の社会的評価を低下させる事実を摘示するものか (原告の主張)
- ア 本件ツイートは、原告が、別件訴訟において、原告過去ツイート①及び②を したこと及び別件各書証の成立をいずれも否認したという内容のものである。

被告は、本件ツイートから遡って2か月以内に、別件訴訟その他、原告に関するツイートを多数回行っており、被告のツイートの閲覧者の中には、別件訴訟その他の原告の訴訟活動や発言、原告過去ツイート①及び②について一定の関心と知識を有している第三者が不特定多数含まれていた。

とすれば、本件ツイートは、被告のツイートの閲覧者から見て、原告が、原告過去ツイート①及び②をしつつも、ツイートしたこと自体を否認しているという事実を摘示するものといえる。

一般読者にとって、「裁判官ガチャ」、「非モテ裁判官ジジイ」、「2-3割」のツイートなるものは具体的に認識しえないとしても、その文脈からして、原告が何らかの批判を受けるツイートをしたことについて、自らの投稿を否認していること及びそれを裏付ける証拠に異議を出したことをうかがわせる具体的事実の摘示である。

イ このような本件ツイートは、被告のツイートの閲覧者をして、原告に関し、 自らが発信したツイートについては、発信したこと自体は認めた上で、別件訴 訟において、そのツイートに関して攻撃防御を行うべきであるにもかかわらず、 ツイートをしたこと自体の責任を回避するべく,発言自体を虚偽的に争う卑怯な人物であるとの評価をもたらすものであり,原告の社会的評価を低下させるものである。

実際に、原告に対しては、本件ツイートを受けて、原告が自らのツイートを 何の根拠もなく否認したと考え、原告を批判する旨の意見が寄せられている (甲6の1ないし22)。

(被告の主張)

25

ア 訴訟当事者が、訴訟において事実を否認したり、偽造だと考える書証の成立 の真正を争ったりすることは全く自由であり、そのような事実を摘示する本件 ツイートによって原告の社会的評価が低下するとはいえない。

本件ツイートを見ても、原告は、被告の言いなりに事実を認めることのない 弁護士であるとの印象を与えるし、原告に不利な書証についても、果敢に成立 の真正を争って訴訟を有利に進めるというテクニックを駆使する弁護士だとい う印象を与えることもある。これらは、むしろ、原告が凄腕弁護士であるとい う評価につながる余地もあるものである。

- イ もちろん,原告に批判的な立場の者らからすれば,原告が平然と嘘をつく人物であるという疑問を持つかもしれないが,被告のツイッターアカウントの大半の閲覧者は,原告の過去のツイートの内容等知らないし,「ねこぴっぴのツール」など利用したこともない。被告は一介の弁護士であり,有名人でもない。そうであれば,本件ツイートに接した閲覧者の大半は,原告が被告を訴えた訴訟で,被告の主張した事実を否認し,被告提出の書証の成立の真正を争ったという程度の認識しか持たないのであり,これをもって原告の社会的評価が低下したとはいえない。
- (2) 本件ツイートの違法性が阻却されるか(真実性の抗弁が成立するか) (被告の主張)
- ア 本件ツイートは公共の利害に関する事項に係ること

原告は、弁護士でありながら、本件訴訟以外にも、被告や他の弁護士を相手に複数の損害賠償請求訴訟を提起していること、原告は、この他、複数の発信者情報開示請求訴訟も提起しており、今後、多数の本件のような損害賠償請求訴訟の提起等がなされることが予定されている。本件訴訟も含め、これら訴訟においては、原告の過去のツイート内容の立証が問題となるところ、原告自身が過去のツイートを削除しているため、別件各書証は同立証のため利用できる数少ないツールである。

このため、原告が別件各書証の成立の真正を争うかどうかは、上記の他の損害賠償請求訴訟の被告の立場にある者らや今後、訴訟を提起される可能性のある者らの訴訟追行に影響を与える重要な事実であるから、公共の利害に関する事実といえる。

イ 本件ツイートの目的は、専ら公共の利益を図る点にあること

本件ツイートは、淡々と事実を指摘するもので、それ以外の意見や評価を記載したものではないし、原告の人格批判等に及ぶものでもないから、その目的は専ら公益を図る点にある。

ウ 本件ツイートの内容は真実であること

25

原告は、別件訴訟において作成した「証拠に対する異議申出」と題する書面において、原告過去ツイート①及び②を含む別件各書証について記憶にないとしており、これは原告過去ツイート①及び②を否認するものというほかない。また、原告は「証拠に対する異議申出」と題する書面において、別件各書証の成立の真正は争う旨記載しているから、本件ツイートは真実である。

原告は、「証拠に対する異議申出」と題する書面は、別件訴訟において陳述していないから異議を出したことにはならないなどと主張するが、証拠に対する異議は事実主張ではなく、意見であり、陳述という概念はなく、陳述するまでは証拠異議ではないという点は誤りである。そもそも、証拠異議は対象となる証拠調べがされることが前提になる点で、本来的に条件付きのものであり、

そのような条件付きのものであっても、「証拠に対する異議申出」と題する書面を作成し、これを裁判所に送付し、被告にも直送した時点で証拠異議(成立の真正否認)がなされたといえ、これがために、被告は、その成立の真正の立証をせざるを得なくなったのである(乙52)。

(原告の主張)

ア 本件ツイートが公共の利害に係る事項とはいえない。

別件訴訟は、原告及び被告の単なる一私人同士のトラブルに関するものであ り、その内容について社会一般の正当な関心事となるものではない。

イ 本件ツイートの目的が専ら公共の利益を図る点にあるとはいえない

被告は、本件ツイートの前後に、原告を嘲笑する目的で様々なツイートをしており、本件ツイートが公共の利益を図る目的でなされたとはいえない。

ウ 本件ツイートの内容は真実ではない

原告は、別件訴訟において、原告過去ツイート①及び②を否認や不知とする主張は一切していない。すなわち、原告は、「証拠に対する異議申出」と題する書面において、別件各書証について異議を出したものの、これは証拠に対する意見であって、主張に対する認否とは明確に区別されるべきものであるし、現に原告は、別件訴訟における被告主張の原告による投稿について、その投稿あるいはそれに近似した投稿があったことを念頭に反論している(甲9)。

また、別件各書証に関する「証拠に対する異議申出」と題する書面については、別件訴訟において、同書面を陳述しておらず、異議を出したとはいえないし、別件訴訟の手続上も、別件各書証に対する異議があったものとしては取り扱われていない(乙5ないし7)。

## (3) 慰謝料額

25

(原告の主張)

本件ツイートの内容,被告が弁護士であること,被告のツイッターアカウントの影響力,原告が自身の労力を割いて本件訴訟を遂行することになったこと,

被告は本件ツイート後も、被告のツイッターアカウントから同ツイートを引用 したツイートを繰り返し、これを拡散させていること、これらに伴い第三者か ら原告に対する批判がなされていること等からすれば、原告の慰謝料の額は3 0万円が相当である。

(被告の主張)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 本件ツイートは、原告の社会的評価を低下させる事実を摘示するものか
- (1) 本件ツイートは、その投稿内容等に照らして、ツイッターを利用し、被告の ツイッターアカウントの投稿内容を閲覧する者一般において、原告が、被告を 相手とする訴訟事件において、原告過去ツイート①及び②を否認したこと、 「ねこぴさんのツール出力」なるものに証拠異議を出したことといった事実が 摘示されたものと理解するものといえる(甲2ないし4の各枝番)。
  - (2) もっとも、かかる事実が摘示されたところで、本件ツイートは、原告が原告 過去ツイート①及び②を否認した理由、事情には何ら触れるものではなく、こ のことから直ちに、原告が訴訟事件(別件訴訟)において、自らが行ったツイートの内容を、これを行ったと認識しながらあえて、虚偽の認否をしたなどと 想起するとはいえず、本件ツイートが、原告が主張するような、原告が発言 (ツイート)自体を虚偽的に争う卑怯な人物であるなどという社会一般の評価をもたらすものとは言い難い。

また,「ねこぴさんのツール出力」なるものについても,この「ねこぴさんのツール出力」が一体何を指すものなのか,本件ツイートには何らの記載もなく,被告のツイッターアカウントの一般読者において当然にそれが何を指すのか理解できたと認めるに足りる証拠はない。そのようなどのような証拠かもわからないものについて,単に証拠異議を出したというにとどまる投稿にすぎない本件ツイートにより,原告が発言(ツイート)自体を虚偽的に争う卑怯な人

物であるなどという評価がもたらされるものとは言い難い。

原告は、本件ツイート後、原告のツイッターアカウントに対して、本件ツイートについて、原告がツイート自体を虚偽的に争う卑怯な人物であると理解した第三者から批判のツイートを受けているなどとも主張する。しかし、そのような批判のツイートの存在(甲6の1ないし22)からは、原告が主張するように本件ツイートの内容を受け止めた者もいたといえるにとどまり、本件ツイートを客観的に見る限り、被告のツイッターアカウントを閲覧する者一般が、原告が主張するように原告を卑怯な人物であると受けとめるとはいえないとの上記の認定・評価を左右するに足りるものではない。

また、同批判のツイートの内容を見ても、その中には、原告が否認した理由について、「平然と嘘ついてるってこと?ただ忘れているだけ?」(甲6の3)などと否認の理由について本件ツイートには記載されていないことから、現に、その理由、事情について理解しかねているものとみられる投稿もあるし、その他の投稿についても、もともと原告に対して批判的な意見を持っている者らによる意見とみられるものが多々含まれており、このような者らの批判的なツイートをもって、被告のツイッターアカウントを閲覧する者一般が、原告について、発言(ツイート)自体を虚偽的に争う卑怯な人物であると受け止めるということはできない。

- (3) 以上によれば、本件ツイートが、原告について、自らが発信したツイートについては、発信したこと自体は認めた上で、別件訴訟において、そのツイートに関して攻撃防御を行うべきであるにもかかわらず、ツイートをしたこと自体の責任を回避するべく、発言自体を虚偽的に争う卑怯な人物であるとの評価をもたらすものとはいえず、原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。
- 2 よって、その余の点については検討するまでもなく、原告の請求には理由が ないから、これを棄却することとして主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第31部

# 横子由一零

(別紙)

# 投稿記事目録

### 投稿内容

今日の午後に福永先生から訴えられている事件の期日がある。福永先生が先週末に訴え変更をして請求原因ツイを大幅に増やしてきたので一回結審は無理かも。あと「裁判官ガチャ」「非モテ裁判官ジジィ」「2-3割」のツイはしていないと否認しねこぴさんのツール出力に証拠異議(成立の真正否認)が。

## 投稿日時

令和 3 年 5 月 17 日 6 時 37 分

### 投稿 URL

https://twitter.com/kamatatylaw/status/1394044465988313089